

## パブリックコメントの実施について（案）

「亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しについて（案）」並びに「カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて（案）」に対する  
府民意見等の募集について

大阪府環境審議会水質規制部会（\*1）では、亜鉛に係る暫定排水基準の適用期間が平成25年3月に終了することや、平成23年10月のカドミウムに係る水質環境基準の改正を受け、府域における公共用水域の水質の状況及び事業場排水の実態等を踏まえ、亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて検討を行い、報告書案をとりまとめました。

つきましては、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、本案に対する府民、団体・グループのご意見・ご提言を募集します。

ご意見等は、電子申請フォームから、もしくは別添意見提出用紙により、郵便またはファクシミリのいずれかの方法でご提出ください。

（\*1）平成24年6月20日に大阪府環境審議会が知事から「亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しならびにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて」についての諮問を受け、専門的な見地から調査検討を行うために設置した部会です。

## 1 募集期間

平成24年7月 日（曜日）から平成24年8月 日（曜日）まで

（30日間以上）

（郵送の場合は募集期間最終日の消印有効）

## 2 提出方法

## ○電子申請の場合

ホームページから操作してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/public/.....html>

## ○郵便またはファクシミリの場合

別添の「意見提出用紙」により、下記までご提出ください。

なお、電話によるご意見等の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※「意見提出用紙」は下記3に記載の場所に備え付けています。

## ○提出先

≪郵便の場合≫

〒559-8555

大阪府環境審議会水質規制部会事務局

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ）あて

≪ファクシミリの場合≫

06-6210-9577

大阪府環境審議会水質規制部会事務局

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ）あて

### ○ 留意事項

- (1) 個人で提出していただく場合は住所・氏名を、団体・グループで提出していただく場合は所在地、団体・グループ名を明記してください。  
これらの明記がないものについては、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先（電話番号等、団体・グループの場合は担当者）をあわせて明記してください。  
なお、これらの個人情報公表いたしません。
- (3) ご意見等の内容については原則として公表します。公表を希望しない場合には「意見提出用紙」にその旨をご記入ください。  
ただし、その場合には、ご意見等に対する当部会の考え方をお示しできない場合があります。
- (4) ご意見等は日本語で提出してください。

### 3 閲覧方法

大阪府のホームページよりアクセスできます。

また、以下のところに資料を備え付けています。

- ・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎2 1階）
- ・府政情報センター（府庁本館1階）
- ・環境情報プラザ（（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）
- ・府民お問合せセンター情報プラザ（府内1 2ヶ所）

### 4 ご意見・ご提言の取り扱い

- (1) いただいたご意見等を「亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しならびにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて」の審議の参考にさせていただきます。
- (2) ご提出いただきましたご意見等の概要と、それに対する当部会の考え方などについては、ホームページ等により公表します。  
（ご意見等に対して個別には回答いたしません）
- (3) 類似のご意見等については、まとめて同一の意見として公表することがあります。
- (4) ご意見等の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。  
賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、当部会の考え方をお示しできないことがあります。

「亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しについて（案）」並びに「カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて（案）」に対するご意見・ご提言

連絡先	氏名または団体名	
	住所または所在地	〒      ー
	電話番号（担当者名）	
	電子メールアドレス	
ご意見の内容		

〔締 切〕平成 24 年 8 月 日（ ） （郵送の場合は募集期間最終日の消印有効）

〔送付先〕大阪府環境審議会水質規制部会事務局

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ）

○郵送の場合 〒559-8555（住所不要）

○ファクシミリの場合 06-6210-9575

## 亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しについて（案）

### 1. 亜鉛に係る環境基準及び排水基準の経緯

（資料1－1を基に、部会での議論を踏まえて記載）

### 2. 公共用水域の亜鉛水質測定結果

（資料1－2を基に、部会での議論を踏まえて記載）

### 3. 事業場排水の実態

（資料1－2を基に、部会での議論を踏まえて記載）

### 4. 亜鉛含有量に係る排水基準の経過措置の見直しに当たっての基本的考え方

（資料1－3を基に、部会での議論を踏まえて記載）

### 5. 電気めっき業に係る暫定排水基準の見直しについて

（資料1－3を基に、部会での議論を踏まえて記載）

### 6. 暫定排水基準の適用期間について

（資料1－3を基に、部会での議論を踏まえて記載）

### 7. 暫定排水基準の適用に当たって

（資料1－3を基に、部会での議論を踏まえて記載）

## カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて（案）

1. カドミウムに係る環境基準及び排水基準の経緯  
（資料２－１を基に、部会での議論を踏まえて記載）
2. 公共用水域のカドミウム水質測定結果  
（資料２－２を基に、部会での議論を踏まえて記載）
3. 事業場排水の実態  
（資料２－２を基に、部会での議論を踏まえて記載）
4. カドミウム及びその化合物に係る排水基準見直しに当たっての基本的考え方  
（資料２－３を基に、部会での議論を踏まえて記載）
5. カドミウム及びその化合物に係る排水基準について  
（資料２－３を基に、部会での議論を踏まえて記載）
6. 暫定排水基準の必要性について  
（資料２－３を基に、部会での議論を踏まえて記載）
7. 排水基準の適用開始日について  
（資料２－３を基に、部会での議論を踏まえて記載）